改 正 案 現 行

上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令(昭和六十三年大蔵省令第四十号)

(売買に関する報告書等の提出先)

第三条の二 (略)

3 (略

(報告書の提出を要しない場合)

とする。 第四条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合 第四条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合

- に満たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合(会社法(平成十七年法律第八十六号)第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数
- 二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けをを役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けをでの計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合に読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買定に読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買定に読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買定に読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた場合に限る。次号において同じをそび員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じを各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

三~九 (略)

十 会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を取得した場合

(売買に関する報告書等の提出先)

第三条の二 (略)

財務支局長)に提出しなければならない。

3 (略

(報告書の提出を要しない場合)

- たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十一条に規定する一単元の株式の数に満

三~九 (略)

十 商法第二百八十条ノ二十一第一項に規定する決議に基づき新株予約権を取得した場合

十二・十三 (略) 場合 場合 が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行つた十一 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行つた		
(略)     (略)   (略)	+ - - + = -	_
. –	(略)	約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行つた

2 • 3

(略)

十一 商法第二百八十条ノ二十一第一項に規定する決議に基づき新株予約権を取得した者が 十二・十三 (略) 当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行つた場合

2·3 (略)

上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令(昭和六十三年大蔵省今第四十号)

改 正 案	現 行
別紙様式	別紙様式
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. (略)	1. (略)
2. 特定有価証券等の種類	2. 特定有価証券等の種類
次の分類に応じて該当する番号を○で囲むこと。 (国内発行、海外発行を問わない。)	次の分類に応じて該当する番号を○で囲むこと。(国内発行、海外発行を問わない。)
普通株式、優先株式及び新株予約権証券・・・1	普通株式、優先株式および新株引受権証書・・・1
普通社債券及び新株予約権付社債券・・・2	普通社債券、新株予約権付社債券および新株予約権証券・・・2
その他・・・3	その他・・・3
(注) その他の欄には、該当する特定有価証券等(1及び2に該当するものを除く。) の	(注) その他の欄には、該当する特定有価証券等(1及び2に該当するものを除く。)の
種類を記載すること。 (例:預託証券)	種類を記載すること。 (例:預託証券)
3. • 4. (略)	3. • 4. (略)
5. 銘柄名	5. 銘柄名
特定有価証券等又は特定有価証券等(の売買)に係る取引(例:有価証券オプション取	特定有価証券等又は特定有価証券等(の売買)に係る取引(例:有価証券オプション取
引等)の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券 <u>及び新株予約権付社債券</u> に	引等)の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券 <u>、新株予約権付社債券およ</u>
ついては、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。	<u>び新株引受権証書</u> については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。
6. ~17. (略)	6. ~17. (略)